

議案第15号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動

後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」）という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、削除条項等並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改	正	後	改	正	前
(目的)			(目的)		
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立産業体育館の設置及びその管理に関する事項について定めるることを目的とする。			第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立産業体育館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。		
(指定管理者による管理)			(指定管理者による管理)		
第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」）			第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」）		

という。）に、産業体育館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 産業体育館の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、産業体育館の管理に関する業務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
2 産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の許可)

第6条 産業体育館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、産業体育館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができます。

第3条 産業体育館を利用しようとする者は、規則で定めることにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第7条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
(2) 及び(3) 略
(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対する対応では、産業体育館への入館を拒み、又は産業体育館からの退去を命ぜることができる。

(行為の制限等)

第4条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 産業体育館の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
(2) 及び(3) 略
(4) その他知事が別に定める行為
- 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対する対応では、産業体育館への入館を拒み、又は産業体育館からの退去を命ぜることができる。

(措置命令)

第8条 指定管理者は、産業体育館の適正な管理を図るために必要があると認めるとときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(措置命令)

第5条 知事は、産業体育館の適正な管理を図るために必要があると認めるとときは、第3条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ぜることができる。

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、利用許可を取り消すことができる。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 略

(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、産業体育館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第10条 産業体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）

については、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準

(1)及び(2) 略

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 略

(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、産業体育館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料の徴収)

第7条 産業体育館の利用については、別表に定めるところによ

り、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第8条 知事は、特別の理由があると認めるとときは、規則で定め

に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

るところにより、使用料を減額し、又は免除することができます。

(管理の委託)

第9条 知事は、産業体育館の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県体育協会に委託する。

(規則への委任)

第10条 略

(規則への委任)

第11条 略

別表 (第7条関係)

1 施設使用料

(1) 体育館使用料

区	分	単位	金額
	入場料その他これに類する(以下「入场料等」という。)を徴収しない場合	大体育馆	全面1時間につき 800円
	營利目的的な場合	小体育馆	2分の1面1時間につき 400円
			3分の1面1時間につき 200円
			全面1時間につき 200円

専用 利用	入場料等を徴収するとき。	大体 育館	全面1時間に つき	1,600円
	入場料等を徴収しないとき。 営利目的とする場合	小体 育館	全面1時間に つき	300円
	入場料等を徴収するとき。	大体 育館	全面1時間に つき	28,000円
	入場料等を徴収するとき。 営利目的とする場合	小体 育館	全面1時間に つき	7,000円
一般 利用	一般人	大体 育館	全面1時間に つき	40,000円
		小体 育館	全面1時間に つき	10,000円
		1人1回につ き		70円

(2) 会議室等使用料

鳥取県立米子産業体育館

区分	単位	金額
トレーニング会 二室兼会 議室及び中 会議室	入場料等を徴収 しないとき。 入場料等を徴収 するとき。	1時間に つき
	入場料等を徴収 するとき。	740円
	入場料等を徴収 しないとき。 入場料等を徴収 するとき。	1時間に つき
	入場料等を徴収 するとき。	980円
	入場料等を徴収 しないとき。 入場料等を徴収 するとき。	1時間に つき
	入場料等を徴収 するとき。	1,490円
	入場料等を徴収 するとき。	1時間に つき
	入場料等を徴収 するとき。	1,950円

小会議 室	當利を 目的と しない 場合	入場料等を徴収 しないとき。	1時間に つき	290円
	當利を 目的と する場 合	入場料等を徴収 するとき。	1時間に つき	360円
	當利を 目的と しない 場合	入場料等を徴収 しないとき。	1時間に つき	570円
	當利を 目的と する場 合	入場料等を徴収 するとき。	1時間に つき	740円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるときは、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時

間帯にあつては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあつては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 午前 9時から正午まで、正午から午後6時まで又は午後6時から午後10時まで
- (2) 午前 9時から午後6時まで、正午から午後10時まで又は午前9時から午後10時まで

2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

3 スポーツ教室参加料

区 分	金 额
児童又は中学校の生徒	1人1課程につき 1,470円
高等学校の生徒又は学生	1人1課程につき 1,980円
一般人	1人1課程につき 2,460円

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 改正後の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。